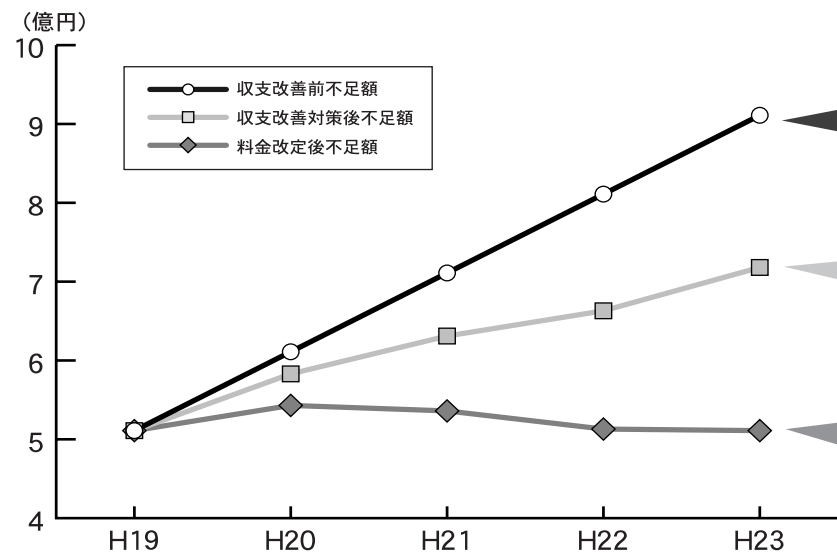


収支予測の比較

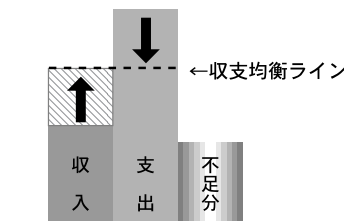


①収支改善前では毎年1億円の単年度赤字。累積赤字は20年度6億円、23年度では9億円と増加します。

②収支改善対策後では、20～23年度の4年間で2億円に圧縮されます。

③使用料改定の場合では、単年度収支の均衡が図られ、20～23年度では新たな赤字は抑制されます。

収支均衡とは？



収入の増と支出の減により、収支の均衡を維持することで、不足分を増加させないこと

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収支改善前	収入	16.18億円	17.86億円	10.52億円	10.51億円	10.21億円
	経費	21.29億円	23.97億円	17.63億円	18.62億円	19.64億円
	不足額	5.11億円	6.11億円	7.11億円	8.11億円	9.43億円
収支改善	収入	16.18億円	17.95億円	10.65億円	10.69億円	10.44億円
	経費	21.29億円	23.78億円	16.96億円	17.32億円	17.62億円
	不足額	5.11億円	5.83億円	6.31億円	6.63億円	7.18億円
料金改定	収入	16.18億円	18.35億円	11.20億円	11.24億円	11.00億円
	経費	21.29億円	23.78億円	16.56億円	16.37億円	16.11億円
	不足額	5.11億円	5.43億円	5.36億円	5.13億円	5.11億円

使用料改定

経費の圧縮に取り組んでもなお収支不足が生じることから、使用料改定の検討を行ってきました。使用料改定にあたり累積収支不足全体の解消が望ましいと考えておりましたが、まず単年度収支を改善(単年度収支均衡)し、経営の安定化を図ることを優先といたしました。20年度から23年度の4カ年を基準に検討して、平成19年12月27日上下水道事業運営委員会

に使用料改定を諮問いたしました。

審議をいただいた結果、「使用料改定は、地方債の返済額の増加から、やむを得ない。ただし、経費の圧縮に努めること。」との内容の答申を受け、さらに、検討を重ね、基本使用料14.3%、超過使用料19.4%の改定をおこない、7月分として徴収される使用料から適用することで決定しました。

	水量区分	現行使用料	改定使用料	差額
家事用	基本(8m ³)	1,501円	1,715円	214円
	超過(1m ³ 毎)	201円	240円	39円
営業・団体用	基本(20m ³)	4,022円	4,597円	575円
	超過(1m ³ 毎)	214円	255円	41円
公衆浴場用	基本(100m ³)	3,239円	3,702円	463円
	超過(1m ³ 毎)	33円	39円	6円

今後も、更なる経営改善に取り組み、より効率的な事業執行に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

【お問合せ】 この記事に関するご意見・ご質問等は、市・下水道課(電話42-2049)までお寄せください。

下水道使用料の改定について

(市議会(～3/25)において、内容の変更等が生じた場合は、次号にてお知らせいたします。)

下水道事業会計について

下水道施設は、生活環境の改善や公共水域の水質保全などの役割を担い、快適な生活と良好な環境を創る重要な都市施設であることから事業を推進してきました。

下水道事業は、公営企業に位置づけられ、その経費については、下水道の経営による収入(下水道使用料)をもって充てることが原則とされています。(独立採算の原則)

しかし、下水道財政は、下水道建設のために借り入れた地方債(借金)の返済の増加等により経費が拡大

し、平成16年度から実質的な赤字が生じました。

これまで、経費の圧縮や職員数の削減、人件費の独自削減を実施してきましたが、平成18年度末には、約4億円、平成19年度末には5.1億円を超える収支不足となり、このままの状態では、毎年約1億円の赤字が拡大してまいります。

今回の改定は、人件費をはじめとする経費節減を前提に、下水道運営にかかる経費の負担を使用料負担の原則に沿って見直し、単年度収支の改善を図り、下水道財政の健全化を図るものです。

決算状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度(見込)
下水道使用料	2.88億円	2.97億円	3.00億円	3.06億円
その他の収入	12.30億円	14.52億円	11.88億円	13.12億円
収入合計	15.18億円	17.49億円	14.88億円	16.18億円
費用合計	16.91億円	20.41億円	18.88億円	21.29億円
累積収支不足額	-	1.73億円	2.92億円	5.11億円
単年度収支不足額	1.58億円	1.19億円	1.08億円	1.11億円

収支改善策について

新たに、平成19年から収支の改善策を検討してきた結果、次のとおり解消策を策定いたしました。

- ① 低金利の地方債に借換えまず
平成19年度から平成21年度に高金利の地方債(公的資金の5%以上のもの)を低金利の地方債に借換え、利息の軽減を図ります。(効果額H20～23:1億3,000万円)
- ② 下水道への接続を増やします
平成20年度から3カ年に限り、下水道供用区域内の未水洗化世帯(新築を除く)を対象に、資金の貸付制度を適用します。(従来は、供用開始3年以内の水洗化工事に対し、資金の貸付制度を適用していました。)(効果額H20～23:5,600万円)
- ③ 使用料の収納率を向上させます
悪質滞納者については、制度を見直し差し押えな

ど、強制手段を講じるなど、収納対策に努め、20年度以降は96.4%以上を目標とします。

- (効果額H20～23:700万円以上)
- ④ 経費の削減
人件費や経費の削減についても検討し人件費については、独自削減の拡大や職員数の削減を実施します。(効果額H20～23:3,100万円)
- ⑤ 下水道管網整備の休止等
現在は、元町・南町地区の整備を行っていますが、認可区域内の未整備地区である大町の一部、瀬越町等につきましては、住民アンケートを実施して、住民の意向を考慮して、工事を行います。また、現在の整備計画は平成22年度までとなっていますので、それ以降は休止を予定しています。

下水道は海や川をきれいにします

あなたは海や川を汚していませんか？

あなたのご家庭でくあたりまえのように捨てられている汚水は公共下水道に接続されておりませんか？

あの臭くて汚い留萌の副港も、下水道の普及で大腸菌群数などが大幅に減少されてきておりますが、あれほど汚れ魚が住めなくなった原因は家庭から流れ込む生活雑排水が主なものです。

明日の留萌を担う子供たちの大きな宝として海や川をきれいに残していくのは私たちに与えられた使命です。

一人ひとりがこの実態を認識され汚さないようにするには、下水道への接続が不可欠となります。

下水道が完成しても、皆さんが利用しなければ、環境は良くなりません。水洗化のできる地域の方は一日も早く下水道に接続し、住み良い留萌を作りましょう。

今年度新たに下水道に接続できる区域は、次のとおりです。

南町2丁目・4丁目の一部
元町2丁目から5丁目の一部
泉町1丁目の一部
住之江町2丁目の一部

土地所有者は受益者負担金が：

下水道の受益者負担金とは、公共下水道を計画的かつ早期に完成していくために、受益者に建設費の一部を負担していただく制度です。受益者とは、下水道整備されたことにより、土地利用の有利性利便性が増し、財産価値が上昇するという土地の所有者のことです。所有している土地が下水道処理区域になると、下水道に接続する、しないにかかわらず、受益者負担金がかかります。

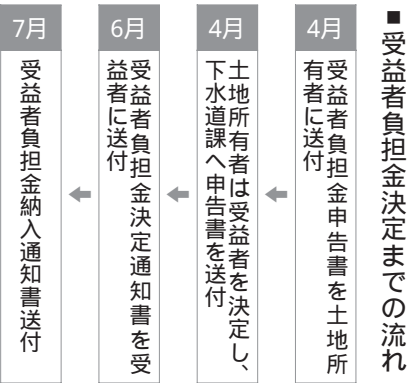
◆受益者負担金は1㎡あたり510円となっておりますので、土地所有面積(㎡)×510円が受益者負担金となります。

とつてもお得な全納報奨金
受益者負担金は、受益者の負担を軽減するために、5年間年4回の5年納入(20回分割)で支払っていただきます。

これを一括納入すると前納報償金が最高約12%払戻しされます。例えば、300㎡約91坪の場合一五万三千元がかかります。

この負担金額を一括(納期限7月31日まで)納入しますと、最高で約12%、一五万八千三百六十円が払戻しされます。(個人名義の所有地に限り)

■受益者負担金決定までの流れ



下水道に接続する費用は？

自分の宅地内の排水設備及び水洗化工事は、財産となるため、自己負担となります。

留萌市では、一日も早く工事をしていたくために、無利子の工事資金の貸付けや補助金制度を設けて、皆さんの経済的負担を軽減しています。市役所下水道課又は指定工事店にご相談ください。

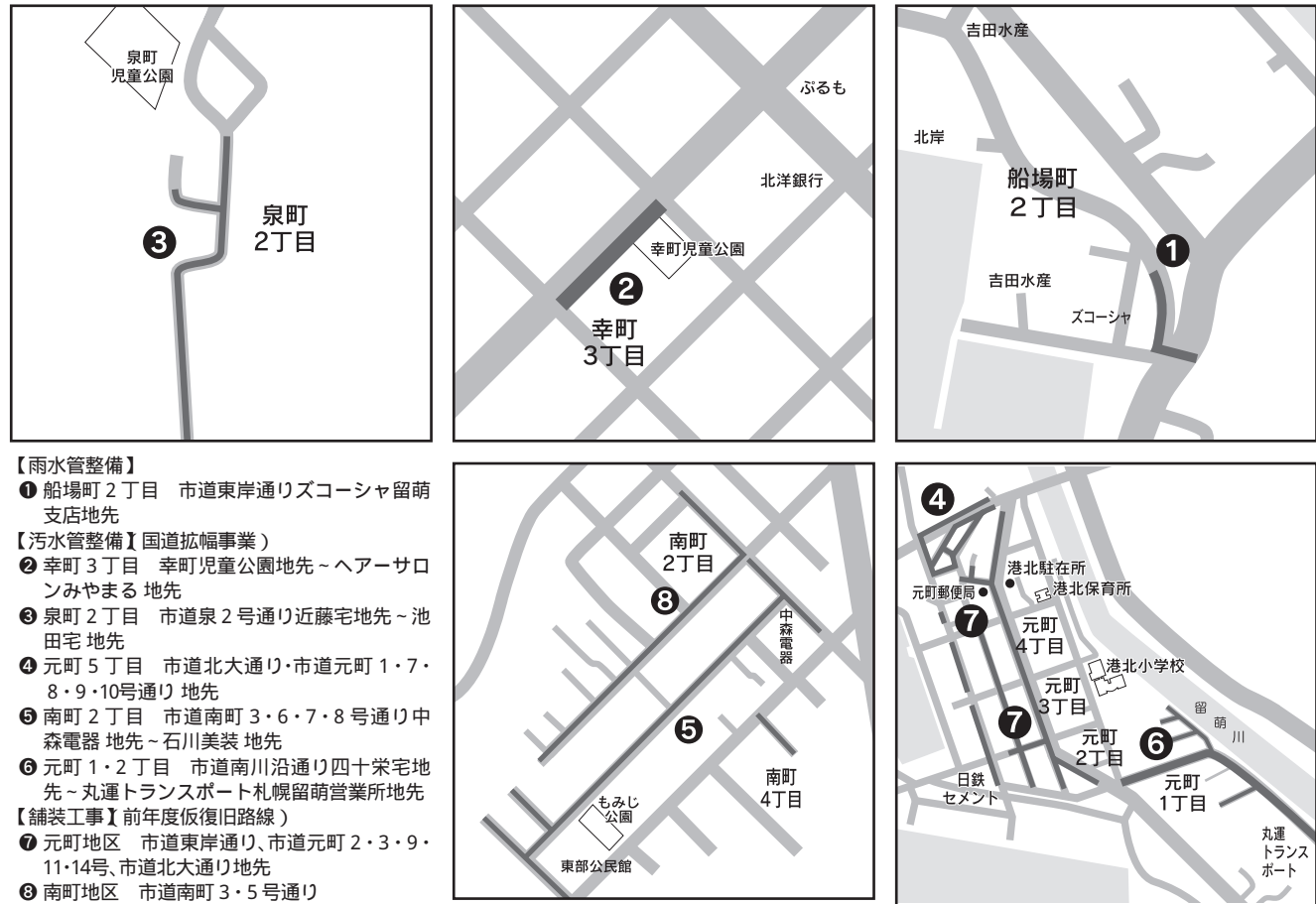
下水道使用料ってナニ？
下水道を使用すると、水道料金と同じように毎月下水道使用料がかかります。下水道使用料は下水道管の清掃や浄化センターの維持管理に使われます。

ご安心ください！
留萌浄化センターから発生する臭気について、昨年10月から12月にかけて調査をしました。結果、敷地境界と発生源の臭気、放流水は、共に法律で決められた基準値内でした。



今年の工事箇所はここです

平成20年度の下水道工事予定箇所は、下の地図に表示した場所となっています。工事期間中は、歩行者や車両の通行、騒音などご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。なお、当初計画につき国道拡幅事業及び工法等の変更により施工箇所の変更があります。



- 【雨水管整備】
① 船場町2丁目 市道東岸通りズコーシャ留萌支店地先
- 【汚水管整備】(国道拡幅事業)
② 幸町3丁目 幸町児童公園地先~ヘアーサロンみやまる地先
③ 泉町2丁目 市道泉2号通り近藤宅地先~池田宅地先
④ 元町5丁目 市道北大通り・市道元町1・7・8・9・10号通り地先
⑤ 南町2丁目 市道南町3・6・7・8号通り中森電器地先~石川美装地先
⑥ 元町1・2丁目 市道南川沿通り四十栄宅地先~丸運トランスポート札幌留萌営業所地先
- 【舗装工事】(前年度仮復旧路線)
⑦ 元町地区 市道東岸通り、市道元町2・3・9・11・14号、市道北大通り地先
⑧ 南町地区 市道南町3・5号通り

悪質な訪問販売などにご注意を！

最近、全道的に下水道課職員を装うなどして、下水道管の点検、清掃、修繕などを行う業者が営業活動をしています。

- 下水道課では、宅地内の排水管の清掃等を業者に依頼や斡旋はしていません。
- 流れが悪いと感じる場合は、まずは工事を施行した指定店にご相談して下さい。

ディスポーザ(生ゴミ粉碎機)について

簡単に流し台に取付けし、生ゴミを細かく砕いて水と一緒に下水道管に流せると販売されている「直接投入型(単体)ディスポーザ」は留萌市では使用できません。これを使用すると下水道管が詰まったり、硫化水素等(有毒ガス)の発生、浄化センターの汚泥量の増加等公共下水道の機能を阻害します。ただし、国が認定し、専用の排水処理設備付き「ディスポーザ排水処理システム」に限り専門の維持管理事業者と委託契約の締結を条件として留萌市でも認めています。排水設備設置申請の手続きが必要となりますのでご相談して下さい。

排水設備の管理責任は個人です

台所のごみや廃油を流さない



薬品やガソリンを流さない



オムツや水に溶けないティッシュペーパーを流さない



下水道に関するお問い合わせは、市役所下水道課まで ☎42・2049